

## 福島県電力の調達に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 本方針は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第11条に基づき、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

### (環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

### (対象機関)

第3条 本方針の対象機関は、「ふくしまエコオフィス実践計画」の対象となる知事部局、企業局、病院局、議会事務局、教育庁、各種委員（会）事務局、警察本部の地方機関を含む全ての機関（以下、「各部局等」という。）とする。

### (環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

#### (1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 再生可能エネルギーの導入状況（FITを含む）
- ウ 再生可能エネルギー100%電力メニューの設定状況

#### (2) 加点項目

- ア 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- イ 県内で生み出される再生可能エネルギー導入状況
- ウ グリーン電力証書（福島県内産）の購入状況

### (入札参加資格)

第5条 本方針における入札参加資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「福島県環境に配慮した電力調達

契約評価基準（以下「評価基準」という。）により算定した環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上であること。

（評価）

- 第6条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等を「福島県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1、以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、指定された日までに福島県知事に提出するものとする。
- 2 第1項の定める期日のほか、本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、評価項目報告書を随時福島県知事に提出することができる。
  - 3 環境共生課長は、小売電気事業者から提出された評価項目報告書の内容を確認し、その評価点を判定する。
  - 4 環境共生課長は、判定結果について、様式2により各部局等の長、また様式3により各小売電気事業者へ通知するものとする。

（入札参加資格の確認）

- 第7条 入札事務を担当する者は、様式3により小売電気事業者の評価点を確認し、入札参加資格の有無を確認するものとする。

（入札不調）

- 第8条 本方針に基づき入札を実施した結果、応札者がなく不調となった場合は、本方針を適用せず、改めて公告入札を行うものとする。

（その他）

- 第9条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

（事務処理）

- 第10条 本方針に係る事務処理等は、環境共生課において行う。

附則

- 1 この方針は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この方針は、第3条の規定にかかわらず、令和2年度については、総務部及び環境創造センターにおいて競争入札により電力を調達する際にのみ適用する。  
なお、総務部においては、低圧電力入札及び高圧電力入札を優先する。

附則

- 1 この方針は、令和3年8月31日から施行する。

附則

- 1 この方針は、令和4年6月1日から施行する。

## 福島県環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	配点
(1) 二酸化炭素排出係数 kg-CO <sub>2</sub> /kWh (令和2年度実績) ※1	0.000 以上 0.400 未満	55
	0.400 以上 0.425 未満	50
	0.425 以上 0.450 未満	45
	0.450 以上 0.475 未満	40
	0.475 以上 0.500 未満	35
	0.500 以上 0.525 未満	30
	0.525 以上 0.550 未満	25
	0.550 以上 0.575 未満	20
	0.575 以上 0.600 未満	15
	0.600 以上	0
(2) 再生可能エネルギー導入状況 (令和2年度実績) ※2, 3, 4, 5 (FITを含む)	30 %以上	40
	25 %以上 30 %未満	35
	20 %以上 25 %未満	30
	15 %以上 20 %未満	25
	10 %以上 15 %未満	20
	5 %以上 10 %未満	15
	0 %超 5 %未満	10
	導入していない	0
(3) 再生可能エネルギー100%電力メニューの設定状況 ※6	設定している	5
	設定していない	0
加点項目	区分	配点
(4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 ※7	設定している	5
	設定していない	0
(5) 福島県内産再生可能エネルギー導入状況 ※8	導入あり	10
	導入なし	0
(6) グリーン電力証書(福島県内産)の購入状況 ※9	購入あり	5
	購入なし	0

※1 二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。

※2 再生可能エネルギー導入状況は、各電力会社からの申告による。

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。

令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = (①+②) / ③ × 100

①令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))

②令和2年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量も含める。)

③令和2年度の供給電力量(需要端(kWh))

※3 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

※4 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※5 令和2年度の供給電力量(③)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※6 再生可能エネルギー100%の電力メニューとは、様式1提出時に次に掲げるいずれかの電力を供給するメニューを設定している場合をいう。

①非化石証書等を組み合わせたFIT電力100%の電力

②非FIT電力(再生可能エネルギー由来)100%の電力

※7 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組については、各電力会社の申告による。需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)や、需給逼迫時における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

※8 県内産再生可能エネルギー導入状況は、各電力会社からの申告による。(県内産再生可能エネルギーの導入状況については再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を含むものとする)

※9 前年度4月1日から「福島県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出期限までの購入状況とする。また、購入状況には購入予約契約を含む。